

中小企業のための 消費税軽減税率制度導入と 消費税転嫁対策



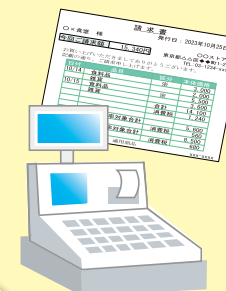
中小企業のための
消費税軽減税率制度導入と
消費税転嫁対策

2019年10月
軽減税率スタート



早めの準備が必要です!

8%?
10%?



メニュー
店内飲食 (出前)
カレーライス…… 600円 (638円)
焼きそば…… 650円 (638円)
ウーロン茶…… 200円 (196円)



はじめに

2019年10月から実施される 消費税率引上げ・軽減税率制度は 「全ての事業者」に影響があります

● 早急に自社の現状を確認し、「計画的に準備」を進めましょう！

政府は、2019年10月1日に消費税率を10%へ引上げると同時に、食料品等の税率は8%とする消費税率軽減税率制度を初めて導入する予定です。

消費税率引上げによる消費マインドの冷え込みや消費税率引上げ分の価格転嫁ができない場合には、利益が減少することが懸念されます。また、軽減税率制度では消費税率が2つ(10%、8%)になることから、軽減税率の対象品目の区分や価格の表示方法の検討、請求書の様式変更に加え、適用税率ごとの区分経理の実施など経理処理等の事務負担が増加することとなり、ほぼ全ての事業者にとって新たな負担が発生するとともに、消費の現場では事業者・消費者の双方で様々な混乱が生じることが想定されます。

また、小売業や飲食業等においては、システムの改修・開発やレジの入れ替えといった時間やコストがかかる対応も必要になる場合があります。今すぐ、自社の現状を確認し、計画的に準備を進める必要があります。

本冊子では、軽減税率制度の概要をはじめ、同制度による事業者への影響や事務に係る確認事項、国の支援策等について、ポイントを絞り、分かりやすく解説しています。また、消費税率引上げ・軽減税率制度導入まで、残り1年を切る中、何から取りかかればよいか、「対策スケジュール」等を例示しております。

中小企業・小規模事業者の皆様におかれましては、本冊子をご活用いただき、自社にどのような影響があるのか把握し、早急かつ計画的に準備を進めていただく一助にいただければ幸いです。

● 消費税率軽減税率制度のご相談は、「最寄りの商工会議所へ」

軽減税率制度は、全ての事業者に影響を及ぼします。全国の商工会議所では、「消費税率軽減税率・転嫁対策相談窓口」を設置し、軽減税率制度に対する国の支援策のご紹介をはじめ、経営に関する様々なご相談に対応しています。

是非、お早めに最寄りの商工会議所にご相談ください。

【最寄りの商工会議所はこちらから検索いただけます】

<https://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

中小企業のための 消費税率軽減税率制度導入と消費税率転嫁対策 ～目次～

- 消費税率軽減税率制度導入と消費税率転嫁対策…………… P3
- 自社の商品が軽減税率の対象となるか確認しましょう
軽減税率制度とは…………… P5
軽減税率対象品目①～飲食料品の定義…………… P7
軽減税率対象品目②～外食や一体資産の定義…………… P9
軽減税率対象品目③～飲食料品の具体的事例…………… P11
軽減税率対象品目④～外食や輸入、一体資産の事例…………… P13
軽減税率制度に対応した価格表示…………… P15
同じ商品で税率が異なる場合の価格表示の具体例①総額表示…………… P17
同じ商品で税率が異なる場合の価格表示の具体例②外税表示ほか…………… P19
- 軽減税率制度導入により変更となる事務処理を確認しましょう
変更となる事務処理…………… P21
請求書等の記載事項①…………… P23
請求書等の記載事項②…………… P25
従業員教育…………… P27
- 軽減税率制度導入に向けた国の支援策を確認しましょう
国の支援策(補助金)…………… P29
国の支援策(税額計算の特例)…………… P31
- 消費税率転嫁対策の全体像を確認しましょう
消費税率転嫁の注意点と対策…………… P33
消費税率引上げ・軽減税率制度導入と資金繰り①…………… P35
消費税率引上げ・軽減税率制度導入と資金繰り②…………… P37
消費税率転嫁対策特別措置法…………… P39
消費税率等に関する経過措置…………… P41
- 消費税率引上げ・軽減税率制度導入に向けた対策スケジュールの立案…………… P43
- 消費税率軽減税率・消費税率転嫁対策チェックリスト…………… P45

消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策

2019年10月からの消費税率10%への引上げにあわせ、「酒類・外食を除く 飲食料品」「週2回以上発行で定期購読される新聞」の消費税率を8%とする「軽減税率制度」が導入されます。

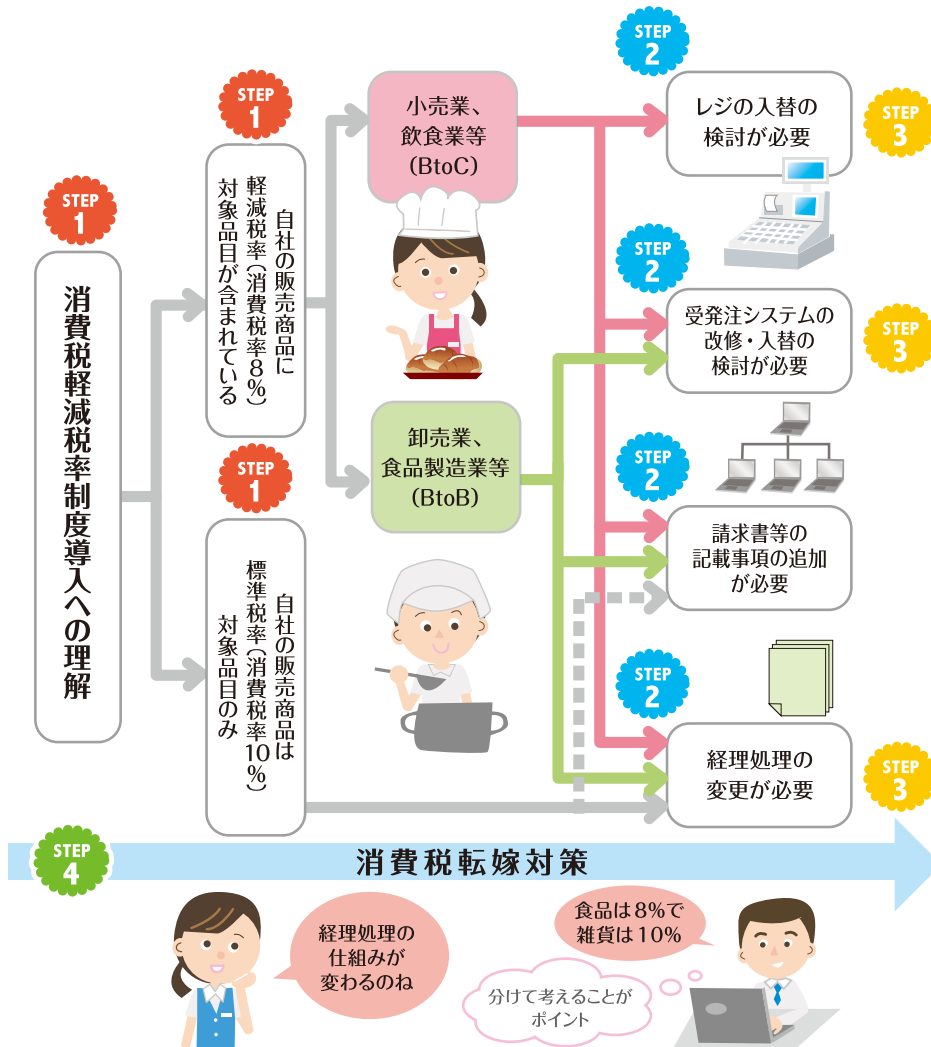
軽減税率制度導入・消費税率10%への引上げに向けた4つのSTEP

軽減税率制度導入・消費税率10%への引上げによる自社の経営への影響を確認し、早めに準備にとりかかりましょう。



必要な対策をフローチャートで確認

軽減税率制度は全ての事業者に影響があります。必要な対策をフローチャートで確認しましょう。



本冊子は、STEP1～3で2019年10月より新たに導入される軽減税率制度とその対応策を解説しています。次にSTEP4で基本となる消費税転嫁対策の考え方も合わせて解説しています。事業者の皆様の必要に応じた順番で本冊子をご活用ください。

軽減税率制度

消費税率が2019年10月より現在の8%から10%に引上げられますが、一定の商品・サービスについては軽減税率制度により8%になります。その対象となるのは、生活必需品である飲食料品と週2回以上発行で定期購読される新聞です。ただし、全ての飲食料品が軽減税率の対象となるわけではなく、酒類や外食は対象外となります。対象品目の税率を正しく判断するためには、酒類の定義や外食の定義を把握しなければなりません。また実際に価格表示をどうするのか、請求書を含めた事務処理をどのように変更するか、これらを従業員が理解し対応していくための従業員教育の実施も検討してください。



対象品目

飲食料品でも、軽減税率の対象になるものとならないものがあります。酒類や外食は対象外ですし、他にも細かく定義されていますので、それぞれの定義を把握しておきましょう。(P.7参照)



価格表示

お客様がお持ち帰りか、イートインなのか、お店側が単品で販売するのか、一体資産として販売するのかによって、消費税率が異なる場合があります。お客様が混乱しないように、どちらの税率が適用されるのか、わかりやすく表示しましょう。(P.15参照)



変更となる事務処理

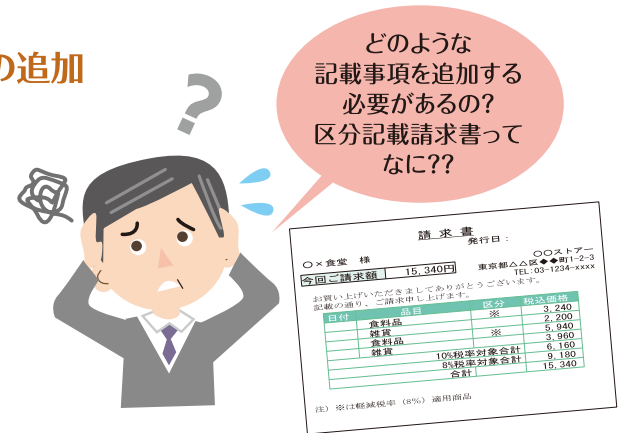
事業者は軽減税率制度が導入されると、2つの税率に対応した経理処理をしなければなりません。その結果、新たな事務作業が発生することになります。(P.21参照)



請求書等の記載事項の追加

2019年10月1日より税率の区分をした領収書や請求書(区分記載請求書等)にする必要があります。

また、2023年10月1日には適格請求書等へ対応していく必要があります。(P.23参照)



従業員教育の必要性～対象は全事業者～

飲食料品を扱っていない場合でも、会議等でお茶やお菓子を購入すれば、軽減税率対象になります。このように、すべての事業者が複数税率に対応しなければなりません。制度理解に向けて、従業員への教育やトレーニングの準備も進めましょう。(P.27参照)

